

---

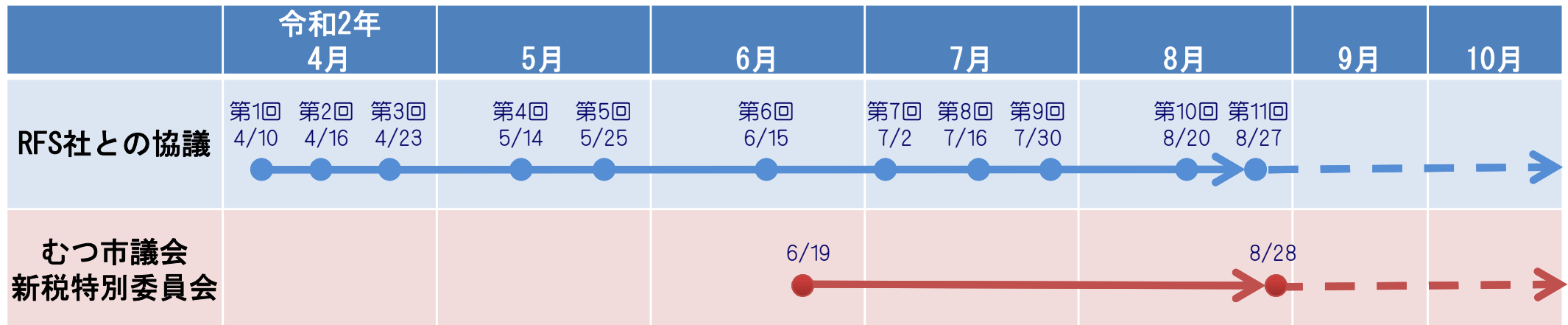
# むつ市使用済燃料税に関する進捗について

～使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会資料～

令和2年8月28日

むつ市新税検討プロジェクトチーム

# これまでのRFS社との協議の経緯



協議回数	実施日	概要
1	4月10日	• 今後の協議の進め方について確認
2	4月16日	• RFS社から中間貯蔵施設の事業開始までのスケジュールについて説明
3	4月23日	• RFS社から新規制基準適合性審査の進捗状況について説明
4	5月14日	• 市PTからRFS社の意見書に対する見解を提出、説明
5	5月25日	• RFS社から財政需要の詳細調査の依頼
6	6月15日	• 市PTから財政需要の詳細資料を提出、説明
7	7月2日	• RFS社から財政需要についての具体的な内容確認の依頼
8	7月16日	• 市PTから財政需要についての具体的な内容資料の提出、説明 • RFS社からその他の論点について確認依頼
9	7月30日	• 市PTから前回RFS社から提示された論点に対する回答提出、説明
10	8月20日	• RFS社から5項目の論点について確認依頼
11	8月27日	• 市PTから5項目の論点に対する回答提出、説明

# 現在の協議内容（要旨）

## RFS社の見解

## 市の考え方

### 【論点1】法定外税の位置づけについて

- 法定外税は法定税を補完するものとして位置づけられていると理解。
- 新税による課税は法定税によって賄いきれない税収を補完的・例外的に法定外税として徴収するという法定外税の目的を超えたものと考えられる。

- 法定外税は、法定税と同様に地方税法が規定するもので、「両税には形式的効力の差はない」とする最高裁判例から、補完的・例外的関係にないと考えている。

### 【論点2】財政需要について

- 新税を充てる財政需要は中間貯蔵施設の立地に起因したものに限られるべきと考えており、事業ごとに弊社が負担すべき割合も異なるものと考えている。

- 新税創設の目的は、中間貯蔵事業に対して十分な安全対策と地域振興を図ることで、市民の皆様から事業に関する理解と協力を得ることであり、安全対策、生業対策、共生対策等の幅広い事業に関連性があると考えている。
- この考え方に基づいて既に各事業の詳細を回答している。

### 【論点3】受け入れ行為と貯蔵行為を課税客体としていることについて

- 参考とされた六ヶ所再処理事業には、受け入れや貯蔵の他に再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されているものと理解。
- 中間貯蔵事業には再処理事業にある工程がない中で、同額を課税する根拠は何か。

- 課税客体の設定については、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としている。
- 一方で、危険負担や財政需要に応じて、各地方公共団体がその必要性から主体的に定めることができるものであり、税率については、工程に拘束されるものではないと考える。

### 【論点4】危険負担について

- 受け入れ行為と貯蔵行為に伴う、具体的な危険負担とは何か、受け入れ行為と貯蔵行為による財政需要の具体的な中身、およびそれぞれの税額・税率の求め方の根拠はどのようなものか。

- 当市に所在していない県外の原子力発電所から発生する使用済燃料を、前例のない我が国初の中間貯蔵施設へ受け入れ、それを50年という長期にわたり、当市において貯蔵するという行為に潜在するリスクを地域が抱えることと考える。
- 財政需要、税額、税率の求め方はこれまで説明してきたとおりである。

### 【論点5】減免の根拠となる経営上の根拠の提示について

- 審査が進捗してきているが、今後、設工認審査が本格化していく。
- 同認可後の安全対策工事等には変動要素があるため、現時点で確度の高い収支計画の策定は困難である。

- シミュレーションとして幅を持たせた減免に向けた議論をするため、確度の高いものは必ずしも必要ではないと考える。
- これまでの審査の状況から、一定の試算は可能ではないか。
- 収支計画の策定が困難とする一方で「事業が立ちゆかなくなる」と発言された整合性について考え方を示していただきたい。